

要許可業種

- | | | |
|---------------------------------|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理機能を有する自動販売機により、これを調理し販売する営業 | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業 | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 16 水産食品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 17 氷雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 19 食用油脂製造業 | 30 密封食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | 21 酒類製造業 | 32 添加物製造業 |

届出業種

「要許可業種」・「公衆衛生に与える影響が少ない営業」以外の営業

公衆衛生に与える影響が少ない営業(届出対象外の営業)

- 1 食品又は添加物の輸入をする営業
- 2 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業(食品の冷凍または冷蔵業を除く)
- 3 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
- 4 器具又は容器包装(合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造をする営業
- 5 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

↑ HACCP 制度の対象 ↓ 非対象 ↓